

制度(要約)

1. 地中電線路の埋設深さ等に関する基準(経産省)
2. 電線の占用の場所に関する基準(国交省)
3. 電線路の離隔距離に関する基準(総務省)
4. 電線路の離隔距離に関する基準(経産省)

1. 地中電線路の埋設深さ等に関する基準(経産省)

電気設備に関する技術基準を定める省令

(電気事業法第39条第1項及び第56条第1項の規定に基づき、電気設備に関する技術基準を定める省令)

第47条 (地中電線路の保護)

地中電線路は、車両その他の重量物による圧力に耐え、かつ当該地中電線路を埋設している旨の表示等により掘削工事からの影響を受けないように施設しなければならない。

電気設備に関する技術基準の解釈

第120条 4 (地中電線路の施設)

一 地中電線の埋設深さは、車両その他の重量物の圧力を受けるおそれがある場合においては、1.2m以上、その他の場所においては0.6m以上であること。

ただし、使用するケーブルの種類、施設条件等を考慮し、これに加える圧力に耐えるよう施設する場合はこの限りでない。

二 地中電線を衝撃から防護するため、次のいずれかにより施設すること。

イ 地中電線を、堅牢なトラフその他の防護物に収めること。

ロ …(略)…、地中電線の上部を堅牢な板又はといで覆うこと。

ハ 地中電線に、外装を有するケーブルを使用すること。

ニ 地中電線に、パイプ型圧力ケーブルを使用し、かつ、地中電線の上部を堅牢な板又はといで覆うこと。

2. 電線の占用の場所に関する基準(国交省)

道路法施行令

第11条の2 (電線の占用の場所に関する基準)

二 電線を地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。

イ 道路を横断して設ける場合及び車道以外の部分に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときに電線の本線を車道の部分に設ける場合を除き、車道以外の部分であること。

ロ 電線の頂部と路面との距離が、保安上又は道路に関する工事の実施上の支障のない場合を除き、**車道にあつては0.8m、歩道にあつては0.6mをこえていること。**

路政課長、国道課長通達

電線を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ

①電線を車道の地下に設ける場合

電線の頂部と路面との距離は、当該電線を設ける**道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値**以下としないこと。

②電線を歩道の地下に設ける場合

路面と電線の頂部との距離は0.5m以下としないこと。

3. 電線路の離隔距離に関する基準(総務省)

有線電気通信設備令

第14条 (地中電線)

地中電線は、地中強電流電線との離隔距離が0.3m(その地中強電流電線の電圧が7000Vを超えるものであるときは、0.6m)以下となるように設置するときは、総務省令で定めるところによらなければならない。

有線電気通信設備令施行規則

第16条

令第14条の規定により、地中電線を地中強電流電線から同条に規定する距離において設置する場合には、地中電線と地中強電流電線との間に堅牢かつ耐火性の隔壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、地中強電流電線の設置者の承諾を得たときは、この限りでない。

- 一 難燃性の防護被覆を使用し、かつ、地中強電流電線に接触しないように設置する場合
- 二 導体が光ファイバである場合
- 三 ケーブルを使用し、かつ、地中強電流電線(その電圧が、170kV未満のものに限る。)との離隔距離が0.1m以上となるように設置する場合

4. 電線路の離隔距離に関する基準(経産省)〔1/2〕

電気設備に関する技術基準を定める省令

第42条 (通信障害の防止)

電線路又は電車線路は、無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を及ぼす電波を発生する恐れがないように施設しなければならない。

電線路又は電車線路は、弱電流電線路に対し、誘導作用により通信上の障害を及ぼさないように施設しなければならない。ただし、弱電流電線路の管理者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第30条 (地中電線等による他の電線及び工作物への危険の防止)

地中電線、屋側電線及びトンネル内電線その他の工作物に固定して施設する電線は、他の電線、弱電流電線等又は管と接近し、又は交差する場合には、故障時のアーク放電により他の電線等を損傷する恐れがないように施設しなければならない。

ただし、感電又は火災の恐れがない場合であって、他の電線等の管理者の承諾を得た場合は、この限りでない。

4. 電線路の離隔距離に関する基準(経産省)〔2/2〕

電気設備に関する技術基準の解釈

第124条 (地中弱電流電線への誘導障害の防止)

地中電線路は、地中弱電流電線路に対して漏洩電流又は誘導作用により通信上の障害を及ぼさないように地中弱電流電線路から十分に離すなど、適当な方法で施設すること。

第125条 (地中電線と他の地中電線等との接近又は交差)

低圧地中電線と高圧地中電線とが接近又は交差する場合、又は低圧若しくは高圧の地中電線と特別高圧地中電線とが接近する場合は、次の各号のいずれかによること。

(以下、略)

2 地中電線が、地中弱電流電線等と接近又は交差して施設される場合は、次の各号のいずれかによること。

一 地中電線と地中弱電流電線等との離隔距離が、低圧又は高圧の場合、0.3m以上であること。

二 地中電線と地中弱電流電線等との間に堅牢な耐火性の隔壁をもうけること。

三 地中電線を堅牢な不燃性の管又は自消性のある難燃性の管に収め、当該管が地中弱電流電線等と直接接触しないように施設すること。

四 地中弱電流電線等の管理者の承諾を得た場合においては、(中略)、地中電線と地中弱電流電線等との離隔距離が、0.1m以上であること。

(以下、略)